

熊本県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成31年（2019年）4月23日から令和元年（2019年）5月10日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年（2020年）2月13日

熊本県監査委員 濱田 義之  
 同 竹中 潮  
 同 渕上 陽一  
 同 前田 憲秀

監査 対象機関	監査の結果	措置状況等
総務部 消防学校	<p>（外部講師への旅費の支給について）</p> <p>外部講師の旅費について、支給の手続をしていないものがある。</p> <p>熊本県職員等の旅費に関する条例に基づき、速やかに支払うこと。</p>	<p>これまで本校では、外部講師に支払う旅費について、熊本市近郊に居住又は勤務する講師については、旅費は支給せず原則タクシー券で対応していたが、一部の外部講師については、勤務地等の変更で、本来支給すべきものとなったにもかかわらず、それに気づかずに、そのまま未払の状態が続いていた等、未支給となっていた。</p> <p>そのため、今回の指摘を受け、過去5年間遡り、全ての講師に対する旅費の支払状況を確認したところ2人分（延8回）の未払が確認できたため、速やかに支給の手続を行った。</p> <p>また、旅費の適切な執行を行うため、以下のとおり対応を見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応</li> <li>（1）職員会議等により、支払等を伴う場合は、全て総務課へ合議を行うよう周知を行った。</li> <li>（2）施行伺い時の報償費一覧に旅費の項目を追加し、施行伺いを作成するようにした。</li> <li>（3）外部講師旅費についての取扱基準を作成した。</li> </ul>

<p>教育委員会 美術館</p>	<p>(委託契約の事務処理について)          熊本県立美術館本館空調設備等保守点検・運転調整業務委託(平成28年度(2016年度)～30年度(2018年度)の複数年契約)において、設備改修に伴う増額の変更契約を締結するに当たり、増額分の債務負担行為を設定していない。          増額の変更契約の際は、増額分の債務負担行為を新たに設定すること。</p>	<p>今回の誤りの原因は、増額変更契約時に「増額分」の債務負担行為の設定を行う必要があることを認識していなかったことに起因するものである。会計事務処理の流れを再度徹底するため、経理担当職員が年1回以上会計課主催の研修を受講し、職員に情報共有を行うこととする。          また、県教育委員会が作成した不適正な経理処理の防止に関する資料を使用し、再発防止に関する研修を全職員対象に行った。          再発防止策として、経理処理の流れの中で時期や添付書類、手続等に誤りや漏れがないかの確認を徹底するためのチェックシートを作成し、複数の職員で確認することで設定漏れ等を防止する体制を整えた。          今後は、根拠条例や通知等の確認も行うなど、同様な誤りの再発を防止し、適正な事務処理を行うこととする。</p>
----------------------	--	---